

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名 | 支援措置に係る提案事項  | 該当法令等                   | 制度の現状   | 反映の分類 | 概算要求への反映状況   | その他       | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称      | 規制所管省庁<br>関連省庁        | 管理コード  |
|----------------|--------------|-----|--|-------------------------|---|-------|--|-----------|-------|-------|--------------------|-----------------------|--------|
| 1109           | 11092010     | 環境省 | 石油及びエネルギー需給構造高度化対策の二酸化炭素排出抑制事業等補助金、二酸化炭素排出抑制事業費交付金の一部を統合活用して、使途を縛らない「地域CO2削減交付金枠」を設けるとともに、地域によるCO2削減対策を評価するシステムを併せて構築する。これにより、地域自らの取り組みで達成したCO2削減対策(量)を適正に評価し、当該実施主体(市町村、事業所、地球温暖化対策地域協議会等)に対して、報奨金を交付することで、地域における地球温暖化対策に対する意欲を誘発、増進させる。  | 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法 | 環境省では、石油特別会計予算を活用して、地域における効果的なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策に対し、支援措置を実施している。支援措置は、地方公共団体、事業者、地球温暖化対策地域協議会等に対し、定率補助、定額補助、委託、交付により実施している。  | C     | 削減量に応じた支援措置については、事業の実施による排出削減実績の推計方法等の研究をさらに進める必要があり、17年度予算として措置することは尚早と考えている。   |           | 山口県   | 宇部市   | エコシティブ推進プロジェクト     | 環境省                   | 131010 |
| 1109           | 11092020     | 環境省 | 地球温暖化対策に関する補助事業については情報にタイムラグがあるため、実施の検討や予算計上に間に合わない場合がある。事業実施に向けた企画化、予算化する為、環境省において、各省庁や石油特会、NEEDO、NEFなどの補助事業や新設予定補助メニューなどの情報を一元化する窓口を設置し、地球温暖化対策推進協議会等情報の迅速化を希望する市町村には、タイムリーに情報を提供する。   | 該当法令無し                  | 現状制度無し  | C     | 補助事業に関する情報の提供については、事業の実施に支障を来さない時期に、各府省が適切と判断する方法により行われていると認識している。情報の一元化を適切に実施するためには、情報提供にあたり、調整のための作業時間が必要となり、かえってタイムリーな情報提供が困難となることも考慮すると、当該提案事項の実施は難しいと考える。   |           | 山口県   | 宇部市   | エコシティブ推進プロジェクト     | 環境省                   | 131020 |
| 1148           | 11482050     | 環境省 | 本県八戸市で計画されている「FRP廃船リサイクル事業」は、FRPのリサイクルとして最も現実的なセメント原料化を目指すもので、FRPの主成分はシリカ(SiO2)と高発熱量の樹脂であるため、FRPはセメント製造時には原料かつ燃料源となり得ることから、新たな石油系燃料の使用削減に寄与するものである。よって、環境省が行う「環境と経済の好循環のまちモデル事業」における「代替エネルギーを利用する設備又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置」に該当すると考えられ、当該モデル事業の適用を受けることにより、温室効果ガスの排出削減及び処理困難廃棄物の適正処理実現を通じた資源循環型社会の形成に資することができる。 | 二酸化炭素排出抑制対策事業交付金交付要綱    | 環境と経済の好循環のまちモデル事業は、地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による地域経済の活性化を同時に実現する。環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創ることを目的として、交付金(石油特会予算)による石油代替エネルギー又は省エネルギー設備の設置を行うと同時に、委託(一般会計予算)による普及啓発等のソフト事業を行うものである。 | E     | FRP(繊維強化プラスチック)を構成する樹脂(プラスチック)は石油を原料とする工業材料であり、FRPを燃料源として利用しても石油を代替したことはならないので、当該地域が環境と経済の好循環のまちモデル事業実施地域として選定されたとしても、FRP廃船リサイクル事業は交付金事業の対象にはならない。なお、平成17年度に新規地域を選定できるよう、新たに大規模・小規模各7地域分の概算要求を行っているところである。 | ・概算要求関連資料 | 青森県   | 青森県   | 環境・エネルギー産業フロンティア構想 | 環境省<br>国土交通省          | 131030 |
| 1148           | 11482060     | 環境省 | バイオマスエネルギーは、カーボンニュートラルであり、発電をはじめとするバイオマスエネルギーの導入を促進する施設を設置することにより、石油系燃料の使用削減に寄与するものである。よって、環境省が行う「環境と経済の好循環のまちモデル事業」における「代替エネルギーを利用する設備又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置」に該当すると考えられ、当該モデル事業の適用を受けることにより、温室効果ガスの排出削減に資することができる。   | 二酸化炭素排出抑制対策事業交付金交付要綱    | 環境と経済の好循環のまちモデル事業は、地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による地域経済の活性化を同時に実現する。環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創ることを目的として、交付金(石油特会予算)による石油代替エネルギー又は省エネルギー設備の設置を行うと同時に、委託(一般会計予算)による普及啓発等のソフト事業を行うものである。 | A     | 平成17年度に新規地域を選定できるよう、新たに大規模・小規模各7地域分の概算要求を行っているところである。  | ・概算要求関連資料 | 青森県   | 青森県   | 環境・エネルギー産業フロンティア構想 | 環境省                   | 131040 |
| 1148           | 11482090     | 環境省 | 現在、農林水産省では、研究開発、実用化技術開発については「農林水産バイオリサイクル研究」で、賦存状況調査、計画策定、システムの構築、調査、実証については「バイオマス利活用フロンティア推進事業」で、新技術等を活用したモデル施設整備については「バイオマス利活用フロンティア整備事業」で実施しているが、事業化の段階やバイオマス資源の種類によって担当部局が異なっている。多様なバイオマス資源の活用を促進するためには、地域の実状に則した施策を段階的かつ総合的に推進する必要があることから、これらの事業を一体的に実施するなど事業体系の見直しを要望する。                                 |                         | 施策の目的に応じて、担当部局が存在し、各々の目的に応じた支援措置を講じている。   | C     | 目的の異なる補助金を統合することは出来ない。   |           | 青森県   | 青森県   | 環境・エネルギー産業フロンティア構想 | 農林水産省<br>経済産業省<br>環境省 | 131050 |
| 1148           | 11482100     | 環境省 | 「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、バイオマスの利活用を促進するために取り組むこととしている「バイオマスタウン構想」を有効に推進するため、国の認定を受けたバイオマスタウンを対象として、実証、事業化調査、施設整備等の施策を集中的に実施する必要がある。そこで、経済産業省が実施している「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」において導入している「バイオマスタウン枠」について、農林水産省が実施している「バイオマス利活用フロンティア推進事業・同整備事業」及びNEEDO技術開発機構が実施している「地域新エネルギー導入促進事業」等他のバイオマス関連事業にも枠を追加することを要望する。            |                         | バイオマスタウン構想を支援するために特化した予算措置はない   | C     | バイオマスタウン構想への支援に当たっては、環境省として既存の枠組みを活用しつつその支援に努めるものとする。  |           | 青森県   | 青森県   | 環境・エネルギー産業フロンティア構想 | 農林水産省<br>経済産業省<br>環境省 | 131060 |
| 1201           | 12012020     | 環境省 | 地球温暖化対策事業を実施するに当たり、各地域の独自のアイデアによる事業等を認めることにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な地球温暖化対策事業の実施を可能とする。   | 二酸化炭素排出抑制対策事業交付金交付要綱    | 環境と経済の好循環のまちモデル事業は、地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による地域経済の活性化を同時に実現する。環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創ることを目的として、交付金(石油特会予算)による石油代替エネルギー又は省エネルギー設備の設置を行うと同時に、委託(一般会計予算)による普及啓発等のソフト事業を行うものである。 | A     | 平成17年度に新規地域を選定できるよう、新たに大規模・小規模各7地域分の概算要求を行っているところである。  | ・概算要求関連資料 | 福井県   | 福井県   | 提案型地球環境保全活動推進構想    | 環境省                   | 131070 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名 | 支援措置に係る提案事項  | 該当法令等                         | 制度の現状   | 反映の分類   | 概算要求への反映状況  | その他  | 都道府県名 | 提案主体名             | 構想(プロジェクト)の名称           | 規制所管省庁<br>関連省庁                          | 管理コード  |
|----------------|--------------|-----|--|-------------------------------|---|---------|---|--|-------|-------------------|-------------------------|---|--------|
| 1276           | 12762010     | 環境省 | 地域の再生可能な生物由来の有機性資源の利活用の方策と環境と共生した地域社会のあり方を検証し、自然に対する負荷の軽減と景観を含む地域の生活の豊かさを実感できる地域社会のための調査研究を行い、その実現に関して、バイオマスの利活用、中小水力発電、二酸化炭素排出抑制対策を総合的に取り組むことのできる総合補助制度の創設。   | 二酸化炭素排出対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱  | 環境省のエコハウス整備事業は、地球温暖化対策推進法に基づき都道府県知事が指定した都道府県地球温暖化防止活動推進センターの活動拠点として使用するための施設を整備する事業を補助対象としている。  | C       | エコハウス整備事業は、地球温暖化対策推進法に基づき都道府県知事が指定した都道府県地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発活動の拠点を整備することを目的としており、目的の異なる他の補助事業と一本化することは適当でない。  |  | 北海道   | 深川市               | 環境と共生する田園都市構想           | 経済産業省<br>環境省<br>農林水産省                   | 131080 |
| 1315           | 13152020     | 環境省 | 森林文化を創出するためには地域資源である森林資源を積極的に循環させることが求められる。その一つの手法として森林資源を活用したバイオマス関連事業の推進も効果的である。しかし、それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が講じられているが、バイオマスの利活用支援という目的が同じであるにもかかわらず、経済産業省、農水産省および環境省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種類、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「バイオマス利活用支援総合事業」として整理、統合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成できるように制度の改革を要望する。        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条          | 市町村等が一般廃棄物の処理施設として整備するごみメタン回収施設は、廃棄物処理施設整備費補助金により国庫補助対象としている。   | C       | 1.当該自治体は、低木等を畜舎の下草として利用し、これを家畜糞尿とあわせて発酵させ、回収したメタンガスを使用して発電事業を行う計画であるとのことである。<br>2.このため、本事業は、産業廃棄物である家畜糞尿を処理する事業であり、市町村等による一般廃棄物の処理を対象とする廃棄物処理施設整備事業に該当するものではない。<br>3.従って、ご提案のような「バイオマス利活用支援総合事業」として整理・統合することは困難である。   |  | 滋賀県   | 朽木村               | 森林文化創出プロジェクト            | 経済産業省<br>農林水産省<br>環境省                   | 131090 |
| 1515           | 15152010     | 環境省 | 本市は「さわやかで美しい環境のまち」の実現に向け取組をしている。<br>平成12年3月 ISO14001環境マネジメントシステム認証取得<br>平成15年4月 湖西市環境基本条例施行<br>平成16年3月 湖西市環境基本計画策定<br>平成16年3月 湖西市地球温暖化対策実行計画作成<br>平成16年度 道の駅実施計画書作成<br>平成17年度 道の駅整備実施<br>地球温暖化対策実施計画に沿って、この風光明媚な場所に位置する施設「道の駅」にクリーン・エネルギーを導入し利用者に、環境意識の高揚を促す。導入に対しては、その施設規模から「地域新エネルギー導入促進事業」による設置費支援。「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の採択により、質の高いクリーン・エネルギー導入促進をしようとするものです。       | 二酸化炭素排出抑制対策事業交付金交付要綱          | 環境と経済の好循環のまちモデル事業は、地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による地域経済の活性化を同時に実現する、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創ることを目的として、交付金(石油特会予算)による石油代替エネルギー又は省エネルギー設備の設置を行うと同時に、委託(一般会計予算)による普及啓発等のソフト事業を行うものである。 | A       | 平成17年度に新規地域を選定できるよう、新たに大規模・小規模各7地域分の概算要求を行っているところである。   | ・概算要求関連資料  | 静岡県   | 湖西市               | クリーン・エネルギー導入促進 風車のまち」構想 | 環境省<br>経済産業省<br>国土交通省                   | 131100 |
| 1567           | 15672010     | 環境省 | バイオマス利活用の推進に関して、各省庁横断的な課題や一元的に取り組むべき施策が多く、関係省庁が多岐にわたり関連事業も分散している。その結果、事業の調整手続きに時間を要したり一体的な施策展開が困難となっている。<br>バイオマスの利活用を効果的に進めるためには、各地域の状況に応じた関係者の連携を基礎に、バイオマスの発生から消費までをつなぐ循環システムを構築する施策展開が不可欠であり、条件整備も一体的に行う必要がある。<br>このため、国における総合的な調整や情報提供などを行うワンストップの窓口を設置し、各自治体や民間企業からの提案公募の下に、既存の事業や省庁の枠にとらわれずバイオマス利活用推進への助成を行う、「バイオマス振興調整費」(仮称)や特別交付金といった弾力的に予算を活用できる制度の創設を提案する。 |                               | 施策の目的に応じて、担当部局が存在し、各々の目的に応じた支援措置を講じている。   | C       | バイオマスに関する施策については、農林水産省が総合調整等の機能を担いながら関係府省間で連携して施策を進めており、さらなる組織の新設は難しい。<br>また、バイオマスの利活用支援については関係省が連携した措置を講じており、別途新たな予算の新設は難しいが、地域のバイオマスタウン構想の実現に向け、関係府省間の更なる連携強化を図っていくこととしている。   |  | 千葉県   | 千葉県               | 「バイオマス立県ちば」の推進          | 文部科学省<br>経済産業省<br>国土交通省<br>農林水産省<br>環境省 | 131110 |
| 1584           | 15842010     | 環境省 | 計画区域内の遊休地・未利用地(未竣工地)を活用した地域再生、経済活性化を図るため、既存のインフラ(施設・電力・用水)、技術・ノウハウ、人材を活かし、経済性・効率性を重視した先導性のあるリサイクル産業の育成を行う。<br>また、コンピュータ企業豊富な副生水素、LNG冷熱やバイオマス、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを活用した水素の製造・精製・貯蔵・運搬技術等の研究開発や、燃料電池、バイオマス、次世代太陽光などの研究開発を通じ、環境技術を核とした足腰の強い産業集積地として再生するとともに、地域再生を担う産業育成のための技術開発振興を通じた新エネルギー関連産業等新たな産業の創出を目指す。  | 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱及び同実施要領 | 資源循環型施設について、エコタウンプランは環境省と経済産業省が共同で承認し、補助事業はそれぞれが実施している。また、新エネルギー関連施設の導入促進に係る支援は環境省でも実施しているが、関係省庁の支援制度を体系的に一本化するような支援制度はない。  | B-2、一部C | 資源循環型施設については、現行通り環境省と経済産業省個別に補助採択を行うこととする。新エネルギー関連施設の導入促進については、環境省において再生可能エネルギー高度導入地域整備事業を新たに実施する予定である。<br>なお、資源循環型施設への現在の補助においては、環境省は廃棄物の適正処理の推進という観点から廃棄物の処理再生施設の施設整備に対して補助を行っており、採択には所管法令である廃棄物処理法に適合しているかチェックする必要がある。一方、経済産業省は地域のリサイクル産業振興の観点から再生資源利用施設の施設整備に対する補助を行っており、補助の目的及び対象の違いから両省個別に補助採択を行っているところである。<br>以上のように、両省の補助対象施設の選定に当たっては、両省の設置法に基づく所管事務により明確に区分されており、両者それぞれのエコタウン事業を一体化することはできない。<br>なお、エコタウンプランの承認に際しては、両者がそれぞれの所管事務の立場からそれぞれ審査を行っており、エコタウンプランを共同で承認していることと、補助事業を別々で行うことは、別問題である。<br>一方、産業廃棄物の処理業の許可については、現行制度においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることが確実であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。 | 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業では、再生可能エネルギーの地域における集中的な導入を支援し、再生可能エネルギー導入拠点都市」といった地域の先進的な取組を全国に普及させるものであり、新エネルギー関連産業等新たな産業の創出への支援予算として活用可能性のあるものと考えている。 | 三重県   | 三重県、四日市市、四日市港管理組合 | 四日市臨海部地域再生計画(仮称)        | 環境省<br>経済産業省<br>農林水産省                   | 131120 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名 | 支援措置に係る提案事項  | 該当法令等         | 制度の現状   | 反映の分類 | 概算要求への反映状況  | その他 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称   | 規制所管省庁<br>関連省庁             | 管理コード  |
|----------------|--------------|-----|--|---------------|---|-------|---|-----|-------|-------|-----------------|----------------------------|--------|
| 1029           | 10292010     | 環境省 | 阿武隈川の源流の郷として西郷村をアピールしていくために、自然環境を守りながら、きれいな水を活かした地域づくりをおこなっていくために、下水道や浄化槽の整備を促進して水の浄化に努める。   | 浄化槽設置整備事業実施要領 | 浄化槽設置整備事業については、実施要領において、補助の対象となる浄化槽の要件として、処理能力がBOD20mg/L以下であるとしている。また、補助の対象となる地域の要件として、下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下、「下水道事業計画区域」という。)以外の地域で一定の要件を満たす地域または下水道事業計画区域内で下水道の整備が当分見込まれない地域で一定の要件を満たす地域であるとしている。 | D     | <p>現行制度において補助対象となる浄化槽の処理能力はBOD20mg/Lとしているが、各自治体の判断により、浄化槽設置整備事業における補助対象浄化槽の要件を10mg/L以下とすることは可能である。なお、処理能力がBOD5mg/L以下の浄化槽についても、高度処理型浄化槽として別途補助対象額を通常型よりも高く設定している。</p> <p>また、浄化槽設置整備事業の補助対象地域については、国庫補助の二重投資を防ぐ観点から、原則として下水道事業計画区域以外の地域としている。ただし、個人設置型の場合、下水道事業計画区域内であっても、下水道の整備が当分の間(7年以上)見込まれない地域であって、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域や水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域に設置する場合には補助対象としている。なお、汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。</p> |     | 福島県   | 西郷村   | 阿武隈川源流の郷水質保全構想  | 国土交通省<br>環境省<br>農林水産省      | 131130 |
| 1173           | 11732010     | 環境省 | <p>岩手県では、汚水処理について、平成12年度から関係3省が所管する全ての汚水処理事業を一体的、総合的に企画調整する組織を設置し、汚水処理行政の効率化を進めてきたところであるが、これをさらに進めるため、平成17年度における汚水処理分野の県組織の一元化を検討している。</p> <p>この組織の一元化による効果を更に高め、総コストの縮減を図るとともに、効率的・効果的な事業の実施と県民ニーズに的確に対応するため、汚水処理に関する各種国庫補助金を廃止し、地域の裁量で実施できるよう、その用途を自由化することを提案する。</p> <p>このことにより、河川・湖沼等の水質の保全を図るとともに、快適・衛生的で利便性の高い暮らしを実現していく。また、汚水処理施設の未整備地区の早期整備により、若者の定住促進やI・J・Uターン・交流人口の増加による農山漁村の振興などを図るものである。</p>  | 下水道法<br>浄化槽法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を実施。</li> </ul>  | A     | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設、漁業集落排水施設、公共下水道、浄化槽を対象として、市町村の裁量により、対象事業間で流用可能となるなど、地域の裁量性を発揮しやすくなる「汚水処理普及対策助成金制度(仮称)」の創設を検討。</li> <li>詳細については、政府原案決定(年末)までに調整を図る。</li> </ul>  |     | 岩手県   | 岩手県   | 汚水処理事業の一元化構想    | 国土交通省<br>農林水産省<br>環境省      | 131140 |
| 1219           | 12192010     | 環境省 | <p>生活排水処理施設整備の最終的な目的は河川等の水質改善であるが、県の汚水処理構想や町の生活排水処理計画などと整合を取りながら、様々な要件を付した施設整備を組み合わせて推進しなければならず、現行制度の下では、事業の実施段階においての地区レベル、更には小規模の集落レベルでの適切な生活排水処理施設の選択は困難である。この場合、前述の構想や計画の変更、事業ごとの補助申請、起債手続きなど煩雑な事務手続きを経る必要があり、事業実施が大幅に遅れることとなる。</p> <p>特にPFIを導入した生活排水処理施設整備事業を行う場合は、事業者の積極的な営業活動や事業計画の提案などPFI導入の重要なメリットを妨げることなく事業を推進するために、事業実施に伴う構想や計画の変更や補助申請などの事務手続きを軽減し、迅速かつ柔軟に地域に応じた適切な生活排水処理施設を選択できるような環境を整備する必要があり、各種生活排水処理施設の法律上の位置付けや所管省庁、補助申請等事務手続の一元化を提案する。</p> | 下水道法<br>浄化槽法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を実施。</li> </ul>  | B-2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設、漁業集落排水施設、公共下水道、浄化槽を対象として、市町村の裁量により、対象事業間で流用可能となるなど、地域の裁量性を発揮しやすくなる「汚水処理普及対策助成金制度(仮称)」の創設を検討。</li> <li>詳細については、政府原案決定(年末)までに調整を図る。</li> <li>なお、コミュニティプラントについても検討する。</li> </ul>   |     | 福岡県   | 香春町   | 生活排水処理施設整備一元化構想 | 環境省<br>総務省<br>環境省<br>農林水産省 | 131150 |
| 1239           | 12392021     | 環境省 | 目的や効果が等しい、例えば農業集落排水や合併処理浄化槽の整備における補助金制度の一元化により、受益者にわかりやすい事業実施を図る。又農林水産省の農業集落道整備と国土交通省の市町村道整備事業による道路整備も同様である。   | 下水道法<br>浄化槽法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を実施。</li> </ul>  | B-2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設、漁業集落排水施設、公共下水道、浄化槽を対象として、市町村の裁量により、対象事業間で流用可能となるなど、地域の裁量性を発揮しやすくなる「汚水処理普及対策助成金制度(仮称)」の創設を検討。</li> <li>詳細については、政府原案決定(年末)までに調整を図る。</li> </ul>  |     | 京都府   | 美山町   | 日本一の田舎づくり構想     | 環境省<br>農林水産省<br>国土交通省      | 131160 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名 | 支援措置に係る提案事項   | 該当法令等        | 制度の現状   | 反映の分類 | 概算要求への反映状況  | その他 | 都道府県名 | 提案主体名                           | 構想(プロジェクト)の名称                  | 規制所管省庁<br>関連省庁                      | 管理コード  |
|----------------|--------------|-----|---|--------------|---|-------|---|-----|-------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|--------|
| 1332           | 13322010     | 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</li> <li>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなるものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。</li> <li>・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。</li> <li>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</li> </ul> | 下水道法<br>浄化槽法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を実施。</li> </ul> | D     | <p>「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備については、本構想に従って実施されているところである。</p> <p>一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p> |     | 東京都   | 土壌浄化法事業推進<br>連合会                | フレッシュ下水道事<br>業による地域経済<br>活性化構想 | 内閣府<br>国土交通省<br>農林水産省<br>環境省<br>総務省 | 131170 |
| 1336           | 13362010     | 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</li> <li>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、過大計画となり事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来温泉街のように市街地を形成している区域は下水道事業の方が効率が良いにもかかわらず、議会から管渠の不要な小型合併浄化槽の方が安価な事業費となるという質問が出され、設置を要望されることも多くなっている。</li> <li>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</li> </ul>   | 下水道法<br>浄化槽法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を実施。</li> </ul> | D     | <p>「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備については、本構想に従って実施されているところである。</p> <p>一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p> |     | 山梨県   | 下部町(平成16年9月<br>13日町村合併:身延<br>町) | フレッシュ下水道事<br>業による地域経済<br>活性化構想 | 内閣府<br>国土交通省<br>農林水産省<br>環境省<br>総務省 | 131170 |
| 1338           | 13382010     | 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</li> <li>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなるものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。</li> <li>・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。</li> <li>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</li> </ul> | 下水道法<br>浄化槽法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を実施。</li> </ul> | D     | <p>「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備については、本構想に従って実施されているところである。</p> <p>一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p> |     | 長崎県   | 宇久町                             | フレッシュ下水道事<br>業による地域経済<br>活性化構想 | 内閣府<br>国土交通省<br>農林水産省<br>環境省<br>総務省 | 131170 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名 | 支援措置に係る提案事項   | 該当法令等        | 制度の現状   | 反映の分類 | 概算要求への反映状況  | その他 | 都道府県名 | 提案主体名                   | 構想(プロジェクト)の名称          | 規制所管省庁<br>関連省庁                      | 管理コード  |
|----------------|--------------|-----|---|--------------|---|-------|---|-----|-------|-------------------------|------------------------|-------------------------------------|--------|
| 1351           | 13512010     | 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</li> <li>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。</li> <li>・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。</li> <li>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</li> </ul> | 下水道法<br>浄化槽法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を実施。</li> </ul> | D     | <p>「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備については、本構想に従って実施されているところである。</p> <p>一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p> |     | 長崎県   | 三井楽町                    | フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想 | 内閣府<br>国土交通省<br>農林水産省<br>環境省<br>総務省 | 131170 |
| 1360           | 13602010     | 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</li> <li>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。</li> <li>・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。</li> <li>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</li> </ul> | 下水道法<br>浄化槽法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を実施。</li> </ul> | D     | <p>「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備については、本構想に従って実施されているところである。</p> <p>一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p> |     | 山梨県   | 身延町(平成16年9月13日町村合併:身延町) | フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想 | 内閣府<br>国土交通省<br>農林水産省<br>環境省<br>総務省 | 131170 |
| 1361           | 13612010     | 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</li> <li>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。</li> <li>・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。</li> <li>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</li> </ul> | 下水道法<br>浄化槽法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を実施。</li> </ul> | D     | <p>「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備については、本構想に従って実施されているところである。</p> <p>一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p> |     | 群馬県   | 明和町                     | フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想 | 内閣府<br>国土交通省<br>農林水産省<br>環境省<br>総務省 | 131170 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名 | 支援措置に係る提案事項  | 該当法令等                         | 制度の現状  | 反映の分類 | 概算要求への反映状況  | その他 | 都道府県名       | 提案主体名   | 構想(プロジェクト)の名称            | 規制所管省庁<br>関連省庁 | 管理コード  |
|----------------|--------------|-----|--|-------------------------------|--|-------|---|-----|-------------|---|--------------------------|----------------|--------|
| 1385           | 13852010     | 環境省 | リサイクル産業のスムーズな再編を促進するため、「リサイクルファンド(仮称)」を創設  | 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) | 自動車リサイクル法は、既存の使用済自動車の処理システムを活用することを基本に、関係事業者間の位置付け・役割分担を明確化したもの。解体業、破砕業を行うには都道府県知事等の許可取得が必要となるが、許可基準については、関係事業者等の意見も十分にヒアリングして上で設定しており、必要最低限のものとなっている。 | D     | 提案事項に関しては、既存の各種政府系金融機関の融資制度や設備資金貸付制度等の活用が想定される。   |     | 北海道         | I-CARプロジェクトチーム  | I-CARプロジェクト              | 環境省<br>経済産業省   | 131180 |
| 1409           | 14092010     | 環境省 | 資源循環型エネルギーセンターにおいて生し尿及び浄化槽汚泥の処理を行うことは、「汚泥再生処理センター」の性能指針に該当しうる。そこで、「210003」バイオマス利活用フロンティア整備事業の対象拡大と同様の合理的な措置と、他のバイオマス関連の補助事業等との包括的承認を求める。   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条          | 市町村等が整備する、し尿と有機性廃棄物を併せて処理する汚泥再生処理センターは、廃棄物処理施設整備費補助金により国庫補助対象としている。  | D     | 汚泥再生処理センターに設置する発電設備については、従来より発生ガス等の利用設備として補助対象としている。また、汚泥再生処理センターの整備事業は、PFI法に基づいて民間事業者が整備を行う場合についても、従来より補助対象としている。                                    |     | 神奈川県        | 三浦市   | 6次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト | 環境省<br>農林水産省   | 131190 |
| 1474           | 14742020     | 環境省 | 社会資本の選択集中型整備事業を推進するため、地元のニーズにあった基盤整備を限られた財源のなかで効率的に行うことができるよう、「関西州(産業再生)特区」に対して、社会資本整備事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費等を一括交付すること。   |                               | 社会資本整備事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費等については、予算を所管する国土交通省から経費の配分を受けて事業を実施するものである。   | E     | ご提案の関係予算は国土交通省が所管しており、環境省が概算要求を行う立場にはない。  |     | 大阪府、京都府、兵庫県 | (社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所 | 社会資本の選択集中型整備事業の推進        | 国土交通省<br>環境省   | 131200 |
| 1529           | 15292010     | 環境省 | 本市の国際環境協力やリサイクル産業の育成等の環境分野での強みを生かし、東アジア都市会議の各都市が協調して、商品企画段階から持続的発展が可能な工夫を開発設計に取り入れ、生産、販売、回収、リユース・リサイクルの循環的生産を効率的に実現できる総合的な循環システムを構築し、当地域が「世界の環境モデル地域」となることを目指していく。<br>第一段階として、各ホスト市において、リサイクル等を中心とした環境ビジネスが受入られる土壌を形成するため、都市の持続的発展という観点から、住民の環境に対する意識の向上や、歴史・文化を生かした良好な景観の形成等、総合的な環境対策を本市の協力により実施していくもの。 |                               | 国際的な環境協力を財政的に支援する枠組みとしては、地球環境ファシリティがあるが、対象分野は地球温暖化防止、生物多様性の保全、国際水域汚染の防止、オゾン層の保護の4分野に限られており、リサイクル分野には充てられないことになっている。                                    | E     | 提案者において、左記の対象分野等を踏まえた上で、GEFプロジェクトとして提案することは可能と考えられる。しかし、GEFは、その制度上、GEF事務局による審査及び加盟国の協議を経て対象プロジェクトが決定されることから、地域再生案件の補助制度として直接的に該当するものとはならない。           |     | 福岡県         | 北九州市  | 東アジア都市会議基本構想」の実現         | 環境省<br>外務省     | 131210 |
| 1201           | 12012010     | 環境省 | 環境監視調査等補助金については、各事業ごとに実施内容等を検討し、国に対して交付申請を行っている。交付申請に関しては窓口が一本化されており、事務処理の効率化が図られているが、さらに、地域特性や汚染実態など年度途中の状況の変化等に応じて各事業間の経費変更を認めるなど、県が独自の判断により実施する環境監視調査に対して柔軟な対応を可能とする。   |                               | 環境監視調査等補助金では、各経費区分毎に補助対象経費の10%以内の経費変更については、補助事業の要綱において、都道府県等の独自の判断により経費配分の変更が認められている。また、10%を超える経費変更についても、同補助要綱に定める所定の事務手続きを経て、環境省の承認を得れば可能とされている。      | D     | 貴県の想定されている、汚染状況の変化等による年度途中における経費配分の変更は、国費の効率的な使用の範囲で認められるものである。事務手続きにおいても、郵送等による変更申請書提出等の手続きが可能であることから、都道府県等における補助事業執行に支障を来すものではなく、現制度において十分に対応可能である。 |     | 福井県         | 福井県   | 提案型地球環境保全活動推進構想          | 環境省            | 131220 |
| 1304           | 13042010     | 環境省 | 松川を浄化し浸水被害を抑制するためには、行政組織のセクションを超えた様々な角度からの調査・施策を実施するための補助金制度が必要と考える。実施主体は富山市、調査施策は今後10年間を目標とする。経済的社会的効果として市民の憩いの場として再生、観光客のさらなる増加が期待できる。   |                               | 生活系排水対策として、住民の実践度調査等の実態調査を地方自治体に委託する制度がある。(生活排水対策推進費)<br>また、水辺環境保全の普及啓発や親水環境調査等の一部について、国が支援する制度がある。(水辺環境保全活動推進費)                                       | D     | 水環境の実態調査等については、現行の制度で支援が可能である。<br><参考><br>生活排水対策実態調査:都道府県への委託<br>普及啓発や親水調査等:民間団体への請負  |     | 富山県         | 富山市   | 富山市の観光資源・松川の浄化作戦         | 国土交通省<br>環境省   | 131230 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名 | 支援措置に係る提案事項  | 該当法令等   | 制度の現状   | 反映の分類 | 概算要求への反映状況  | その他    | 都道府県名       | 提案主体名   | 構想(プロジェクト)の名称                    | 規制所管省庁<br>関連省庁                                 | 管理コード  |
|----------------|--------------|-----|--|---|---|-------|---|--------|-------------|---|----------------------------------|--|--------|
| 1348           | 13482020     | 環境省 | 関西に存在する農林水産関係及び環境関係の公的な試験研究機関にかかる国の直轄事業予算および補助事業予算を「関西州(産業再生)特区」に対して一括交付するとともに、「特区」の組織に個別の試験研究機関あるいは個別のテーマに対して支出する権限を移譲すること。   | -   | 環境技術開発等推進費は、社会的要請等を踏まえ、緊急に開発すべき環境技術分野を特定し、国立試験研究機関、独立行政法人、大学、地方公共団体の試験研究機関、民間企業等から研究・開発課題の提案を募集し、厳正な事前評価を経て決定された優れた課題について、研究・開発を支援することにより、環境技術の開発・普及の推進を図ることを目的とする競争的研究資金である。   | C     | 「関西州(産業再生)特区」への権限委譲については、道州制全体に関する政府全体の議論を踏まえつつ、政府全体で慎重に検討すべき課題である。<br>なお、環境技術開発等推進費は、競争的研究資金の公平性・公正性の観点に基づき、全国から広く公募し、優れた研究・開発課題を支援するものである。<br>したがって、地域を限定し特定の研究機関に対して研究・開発の支援を行うものではないが、あらゆる環境問題は地域において顕在化するものであり、地域のニーズに応じた対策が必要であることから、地域の独自性・特性を活かした研究・開発課題も本推進費の対象となるものであり、予算の拡充を図っているところ。  |        | 大阪府、京都府、兵庫県 | (社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所 | 環境行政と一体化した農林水産業の競争力強化            | 農林水産省<br>環境省                                   | 131240 |
| 1402           | 14022020     | 環境省 | 足尾銅山の歴史は、日本の近代化の礎であり日本最大の銅山として繁栄してきました。その反面「公害の原点」とも言われ環境破壊の象徴として全国的に知られております。松木渓谷は足尾銅山最盛期に銅山からの亜硫酸ガスや山火事によって緑が失われ、荒廃裸地した岩肌の山が連なり、足尾を訪れる人は、荒々しい光景を目にして、一様に驚きの声を上げます。<br>松木地区は、明治30年頃に国有林の治山事業に着手を指示したのが始まりで、昭和12年には内務省(現在の国土交通省)が直轄砂防事業に着手、その後昭和32年から林野庁、建設省、栃木県の3者による本格的な荒廃地の緑化事業が開始された。以後50年にわたり継続され事業を実施しております。<br>このように長きにわたり治山・治水事業が行われ、現在まで荒廃地の約50%の緑化が完了しているといわれております。これから緑の回復事業は実施されることと考えます。また、環境への関心が高まりNPOやボランティアなども活発になりつつありますので、この地域を環境学習地として指定地域に認定いただくことで、環境破壊の恐ろしさと、緑の回復のために莫大な時間とエネルギーが必要かを歴史的な背景を踏まえ後世に伝える地域とする。<br>そのため各省庁の枠を超えたプロジェクトがこの地域で展開される地域指定を提案いたします。  | 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」   | 自然公園等事業のメニューのひとつである「ふるさと自然ネットワーク整備事業」において、ふるさと自然塾など、地域の自然環境を生かした環境学習等のための施設の整備について、地方公共団体に補助を行っている。また、平成15年度より環境教育に関する情報を収集整理し、インターネットにより広く国民に公開する目的で環境教育・環境学習データベース総合整備事業を開始し、平成15年度は情報収集やデータベースの開発に着手した。平成17年度に運用開始予定である。 | D、一部A | 自然公園等事業のメニューのひとつである「ふるさと自然ネットワーク整備事業」において、ふるさと自然塾など、地域の自然環境を生かした環境学習等のための施設の整備について、地方公共団体に補助を行っている。また、平成15年度より環境教育に関する情報を収集整理し、インターネットにより広く国民に公開する目的で環境教育・環境学習データベース総合整備事業を開始し、平成15年度は情報収集やデータベースの開発に着手した。平成17年度に運用開始予定である。<br>なお、エコツーリズムに関しては、モデル事業を選定し、各地区において展開される事業を支援することとしているが、既に地区の選定は終了している。このため、モデル地区以外の自治体に対してはブロックを単位とした地域セミナーの開催等を通じて支援することとしている。 | 添付資料あり | 栃木県         | 足尾町   | エコミュージアムあしおの創造<br>産業遺産を活用した観光振興」 | 国土交通省<br>環境省<br>文部科学省<br>農林水産省                 | 131250 |
| 1477           | 14772010     | 環境省 | 競争的資金制度を省庁の枠を超えて地域における将来有望な分野に重点的に配分できるよう、これまでの実績等をもとに「関西州(産業再生)特区」に対して枠配分を行うこと。<br>個別案件の審査採択から事後評価まで制度の運用権限を国の各省庁から「特区」の組織に移譲すること。  | -   | 環境技術開発等推進費は、社会的要請等を踏まえ、緊急に開発すべき環境技術分野を特定し、国立試験研究機関、独立行政法人、大学、地方公共団体の試験研究機関、民間企業等から研究・開発課題の提案を募集し、厳正な事前評価を経て決定された優れた課題について、研究・開発を支援することにより、環境技術の開発・普及の推進を図ることを目的とする競争的研究資金である。   | C     | 「関西州(産業再生)特区」への権限委譲については、道州制全体に関する政府全体の議論を踏まえつつ、政府全体で慎重に検討すべき課題である。<br>なお、環境技術開発等推進費は、競争的研究資金の公平性・公正性の観点に基づき、全国から広く公募し、優れた研究・開発課題を支援するものである。<br>したがって、地域を限定し特定の研究機関に対して研究・開発の支援を行うものではないが、あらゆる環境問題は地域において顕在化するものであり、地域のニーズに応じた対策が必要であることから、地域の独自性・特性を活かした研究・開発課題も本推進費の対象となるものであり、予算の拡充を図っているところ。  |        | 大阪府、京都府、兵庫県 | (社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所 | 政策連携による次世代産業創出事業の推進              | 総務省<br>文部科学省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>経済産業省<br>環境省 | 131260 |
| 1468           | 14682010     | 環境省 | 自然公園の施設は、自然環境条件が厳しく、常に暴風雨、豪雪、雪崩れ等異常な天然現象に因り生ずる災害に遭う頻度が高い状況にあり、また、一旦被災すると復旧に経費や時間がかかることが多い。速やかな災害復旧を図ることにより、富山県の豊かな自然とのふれあいの機会を拡充し、利用者の増加を図り、観光関連産業の雇用の増加、地域経済の活性化につなげる。<br>立公園、国定公園内で整備した施設における災害復旧事業の創設<br>・必要性<br>自然公園の施設は、自然環境条件が厳しく、常に暴風雨、豪雪、雪崩れ等異常な天然現象に因り生ずる災害に遭う頻度が高い。被災した施設の速やかな復旧を図ることにより、公園利用者の安全性の確保や自然環境を保全し、もって公共の福祉を確保する。<br>・支援措置との関連性<br>「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」では、河川、海岸、道路、港湾等や公園でも都市公園の施設しか規定していないため、同法第3条、同施行令第1条11号に規定する公園の公共土木施設として、新たに「自然公園法施行令第1条」に規定する公園事業の施設を追加する。<br>・メリット<br>一箇所の工事費用が120万円以上から採択される。(現行の補助事業の整備では、2,000万円以上)<br>国庫負担率のアップ 2/3～4/4(現行の補助事業では1/2以内)<br>・効果<br>速やかな災害復旧を図ることにより、富山県の豊かな自然とのふれあいの機会を拡充し、利用者の増加を図り、観光関連産業の雇用の増加、地域経済の活性化につなげる。 | ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条<br>・同法施行令第1条11号<br>・自然公園法第9条第2項 第10条第1項<br>・同法施行令第1条<br>・自然公園等整備費補助金交付要綱第2 | 現時点での自然公園等事業における災害への対応については、現状の事業費の留保等により必要な補助を個別に実施している。   | C     | 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象施設については、相当量のストックを有する公共性の高い基盤整備事業であり、当該施設の被災が国民経済・国民生活に与える影響が甚大であることを要件としており、現在のところ自然公園等事業については、未だ当該要件を満たしていないことから、今後の災害の実績等も踏まえつつ、引き続き検討・検証することが必要である。   |        | 富山県         | 富山県   | 水と緑輝くうおい環境ネットワーク構想               | 環境省  | 131270 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名 | 支援措置に係る提案事項  | 該当法令等                                | 制度の現状   | 反映の分類 | 概算要求への反映状況   | その他 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称      | 規制所管省庁<br>関連省庁                        | 管理コード  |
|----------------|--------------|-----|--|--------------------------------------|---|-------|--|-----|-------|-------|--------------------|---------------------------------------|--------|
| 1624           | 16242010     | 環境省 | ワイルドライフ・マネジメントを効率的に推進するため、環境省と農林水産省に関連する野生動物の調査や研究、頭数管理、被害防止等に対するソフト・ハードの両面に渡る対策を、野生動物の保護管理という視点でパッケージ化、リスト化し、総合的・体系的に実施できる補助金制度の確立を提案する。  | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律                  | 地域において著しく増加又は減少している特定の鳥獣を科学的・計画的に保護管理するために、都道府県が野生鳥獣保護管理計画を策定し、広域に特定鳥獣の適正な生息密度、適正な生息環境への誘導等を行うために、これに要する経費の一部を助成している。 | C     | 野生鳥獣保護管理適正化事業は、地域において著しく増加又は減少している特定の鳥獣を科学的・計画的に保護管理するために、都道府県が野生鳥獣保護管理計画を策定し、広域に特定鳥獣の適正な生息密度、適正な生息環境への誘導等を行うために、これに要する経費の一部を助成しているものである。本事業は、個々に発生している農林業被害に対する対応を目的とした、農林水産省の予算とは目的が異なることから一本化は困難である。<br>なお、他省庁の助成メニューと連携した予算執行を行うことにより、被害対策を含めた鳥獣の保護管理は達成できるものと考えている。 |     | 兵庫県   | 兵庫県   | ワイルドライフ・マネジメント構想   | 環境省<br>農林水産省                          | 131280 |
| 1624           | 16242020     | 環境省 | 森林・野生動物管理官制度の創設に向けた、専門技術者の養成等に対する支援を提案する。また、現在、環境省(野生鳥獣管理技術者育成事業)、農林水産省(農作物鳥獣被害防止対策研修)、林野庁(森林技術総合研修所研修)で実施している野生動物保護管理に関連する研修を統合・充実し、ワイルドライフ・マネジメントを実践する専門技術者を養成する新たな研修制度の創設を提案する。 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律                  | 地域において著しく増加又は減少している特定の鳥獣を科学的・計画的に保護管理するための特定鳥獣保護管理計画の適切な運用を目的として、研修を実施している。   | C     | 野生鳥獣保護管理技術者育成事業は地域において著しく増加又は減少している特定の鳥獣を科学的・計画的に保護管理するための特定鳥獣保護管理計画の適切な運用を目的として実施している研修であるが、農林水産省及び林野庁が実施している研修については、個々に発生している農林業被害に対する対応の観点から研修を実施しているものであり、目的が異なっていることから、統合は困難である。<br>ただし、当省の研修は鳥獣の保護管理(ワイルドライフ・マネジメント)を目的としていることから、貴県の意見も伺いカリキュラムの充実を図る等の対応をしてまいりたい。 |     | 兵庫県   | 兵庫県   | ワイルドライフ・マネジメント構想   | 環境省<br>農林水産省                          | 131290 |
| 1132           | 11322012     | 環境省 | 民活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととし、その整備事業に対しては、同法所定の支援措置を適用する。   | 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条 | 整備計画を変更するときは主務大臣の認定を受けなければならない。   | C     | 御提案の民活特定施設(民活法第2条第1項第3号、4号、13号、14号)について、環境省は所管していない。   |     | 兵庫県   | 洲本市   | 民活施設の活用によるみなど、再生構想 | 経済産業省<br>総務省<br>農林水産省<br>国土交通省<br>環境省 | 131300 |



環境と経済の好循環のまちモデル事業（一般会計・石油特会）

3,121百万円（1,301百万円）

総合環境政策局環境計画課

## 1. 事業の概要

環境と経済の好循環を実現するまちづくりについて、地域の創意工夫のアイデアを募り、第三者からなる検討委員会によって選定された各地域に対して、以下の事業を集中的に実施した上で、その環境、経済両面の効果を把握、評価し、国の内外に情報提供する。

### （1）地域エコ推進事業（一般会計：241百万円）

選定された地域における具体的な事業計画の策定、地域の各主体が連携する協議体の活動（勉強会の開催等）、事業計画に掲げる消費者向けセミナーの開催等のソフト事業の実施、事業の効果の把握と評価を、国の委託事業として実施する。

### （2）地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業（石油特会：2,880百万円）

選定されたモデル地域において、環境と経済の好循環を目指して行われる代エネ、省エネに係る二酸化炭素排出削減効果を有する具体的なまちづくり事業（風力発電設備の設置、建物の高断熱・遮熱化等）の実施に要する費用を交付金として交付する。

## 2. 事業計画

地域の事業計画の策定、事業の実施、事業効果の把握と評価、事業成果の普及を3カ年計画で進める。

なお、本事業は平成16年度から実施している10か所の事業実施地域に加え、平成17年度から新たに14か所の地域で事業を実施する。

1カ所当たり3年間合計の予算規模（一般会計＋石油特会）  
（大規模事業地域：530百万円）、（小規模事業地域：120百万円）

### 3 . 施策の効果

本モデル事業を実施することにより、二酸化炭素排出量削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による地域経済の活性化を同時に実現していく環境保全をバネにしたまちおこしの成功事例を広く国の内外に示すことが可能となり、周辺市町村をはじめ他の地域へのモデル事業の成功例を模範とした事業の普及と拡大が図られ、住民等の幅広い意識の変革にも貢献する。

# 環境と経済の好循環のまちモデル事業

## 事業のねらい

地域発の創意工夫を活かし、  
幅広い主体の参加を得た、  
特色あるまちづくり

二酸化炭素排出量の削減等を通じ  
環境を保全

雇用の創出等により  
経済を活性化

環境保全をバネ  
にしたまちおこし  
のモデル

## 予算の概要 (全国からの公募により選定された地域において、以下の予算を活用)

実施体制の整備と普及啓発などソフト事業の  
実施

二酸化炭素排出量を削減する具体的まちづく  
り事業の実施

(石油特会以外の事業の実施)

### ( 一 般 会 計 )

地域の各主体が連携する協議体の活動(勉強会の開催、地域資源マップの作成等)  
具体的な事業計画の策定  
消費者向けセミナーの開催、環境インストラクターの育成、エコショップ等の認定など事業計画に掲げるソフト事業の実施  
効果の把握、評価

地域エコ推進事業」

### ( 石 油 特 会 )

・風力発電設備の設置  
燃料電池、水素供給設備の設置  
建物の高断熱・遮熱化、複層ガラスの導入補助  
・民生部門における代エネ・省エネ機器等による二酸化炭素排出削減実証事業の実施  
・木質ペレットストーブの導入 等

地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業」

(例)

・エコタウン事業  
・エコ・コミュニティ事業  
・エコツーリズム推進事業  
等

設備設置者は  
最低1/3を負担

実施地域 : 大規模 12か所、小規模 12か所、計 24か所

予算規模 { 3年間合計、1か所当たり(一般会計 / 石油特会)

大規模 (3千万円 / 5億円) 小規模 (2千万円 / 1億円)

平成 17年度予算 : 2.4億円 (一般会計) + 28.8億円 (石油特会)

## 環境と経済の好循環のまちモデル事業年次計画

| 年 次                        |                | 平成 17 年度          | 平成 18 年度          | 平成 19 年度         | 合 計               |
|----------------------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 平成<br>17<br>年度<br>選定<br>地域 | 大規模事業<br>(7か所) |                   |                   |                  |                   |
|                            | 特別会計           | 14億<br>(2億×7)     | 14億<br>(2億×7)     | 7億<br>(1億×7)     | 35億<br>(5億×7)     |
|                            | 一般会計           | 84百万<br>(12百万×7)  | 84百万<br>(12百万×7)  | 42百万<br>(6百万×7)  | 210百万<br>(30百万×7) |
|                            | 小規模事業<br>(7か所) |                   |                   |                  |                   |
|                            | 特別会計           | 2.8億<br>(0.4億×7)  | 2.8億<br>(0.4億×7)  | 1.4億<br>(0.2億×7) | 7億<br>(1億×7)      |
|                            | 一般会計           | 56百万<br>(8百万×7)   | 56百万<br>(8百万×7)   | 28百万<br>(4百万×7)  | 140百万<br>(20百万×7) |
| 平成16年度<br>選定地域合計           |                | 12億<br><br>1億     | 6億<br><br>0.5億    | 事業終了             |                   |
| 予算規模合計                     |                | 28.8億<br><br>2.4億 | 22.8億<br><br>1.9億 | 8.4億<br><br>0.7億 |                   |

1か所当たり

特別会計： 5億円  
一般会計： 3千万円

1か所当たり

特別会計： 1億円  
一般会計： 2千万円

特別会計：地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業（旧：地球温暖化を防ぐまちづくり交付金）

一般会計：地域エコ推進事業（旧：環境と経済地域活動委託費）

## 環境教育・環境学習推進活動基盤整備事業

50百万円（42百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

### 1. 事業の概要

#### (1) 環境教育・環境学習データベース総合整備事業（継続）

環境教育・環境学習関連の情報を総合的に収集し、そのデータベース化を図り、国民、学校、民間団体、企業等に提供。

小中高校生への環境修学旅行に活用できる地域における環境教育・環境学習のプログラムの情報等を収集し、データベースの充実を図る。

#### (2) 環境教育指導者育成事業（継続）

地方ブロック単位で、教育職員及び地域の活動実践リーダーを対象にした環境教育・環境学習の指導者を養成するための研修を実施。

#### (3) 事業者等団体向け環境教育資料提供事業（継続）

事業者等がその職員を対象に行う環境教育のためのプログラムや教育資料等の開発整備を行うとともに、事業者等に対して提供。

### 2. 事業計画

#### (1) 環境教育・環境学習データベース総合整備事業（継続）

15年度：環境教育・環境学習関連の情報収集、データベース機能検討

16年度：環境教育・環境学習関連の情報収集、データベースの開発

17年度以降：データベースの運用、メンテナンス、データ更新。

更に、小中高校生の修学旅行等での野外学習活動での環境体験プログラムへの参加を促進するために、環境修学旅行に活用できる地域における環境教育・環境学習のプログラムの情報等のデータ収集及びデータベースへの掲載を行う。

#### (2) 環境教育指導者育成事業（継続）

15、16年度：全国地方4ブロックで研修の実施。

17年度以降：全国地方6ブロックで研修の実施。

#### (3) 事業者等団体向け環境教育資料提供事業（継続）

16年度：初級プログラム等の開発整備及び提供

17年度：中級プログラム等の開発整備及び提供

18年度：上級プログラム等の開発整備及び提供

### 3. 施策の効果

#### (1) 環境教育・環境学習データベース総合整備事業（継続）

環境に関する意識の向上及び環境保全活動への参加の促進。

#### (2) 環境教育指導者育成事業（継続）

地域の環境教育・環境学習を担う人材の育成。

#### (3) 事業者等団体向け環境教育資料提供事業（継続）

事業者等が従業員へ行う環境教育・環境学習の促進。